



令和4年12月16日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

調査官 村野 卓男

室長補佐 原口 恵子

労使関係第一係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7665、7666)

(直通電話) 03(3595)3145

令和4年労働組合基礎調査の概況

目 次

調査の概要	1 頁
用語の定義	1 頁
利用上の注意	2 頁
結果の概要	
1 労働組合及び労働組合員の状況	3 頁
2 パートタイム労働者の状況	4 頁
3 産業別の状況	5 頁
4 企業規模別（民営企業）の状況	6 頁
5 主要団体への加盟状況	7 頁
附表1	8 頁
附表2	9 頁

令和4年労働組合基礎調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
アドレス (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/13-23c.html>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、労働組合、労働組合員の産業、企業規模及び加盟上部組合別の分布等、労働組合組織の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の範囲

我が国における全ての労働組合とする（国家公務員法又は地方公務員法に規定する職員団体を含む）。

3 主な調査事項

- (1) 労働組合の種類
- (2) 存廃等区分、新設又は解散等の理由
- (3) 適用法規
- (4) 労働組合事務所の所在地
- (5) 労働組合員数
- (6) 組合本部及び直上組合の名称、所在地
- (7) 企業規模
- (8) 加盟上部組合の系統

4 調査時期

令和4年6月30日現在の状況について同年7月に調査を実施した。

5 調査の方法

都道府県労政主管課又は労政主管事務所の職員が、労働組合に対して、調査票を直接又は郵送により配布・回収した。

なお、インターネットを利用したオンライン報告方式を併用している。

6 調査系統

厚生労働省—都道府県労政主管課—（都道府県労政主管事務所）—労働組合

用語の定義

1 労働組合

労働組合とは、労働者が主体となって、自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体及びその連合団体をいう。

2 単位組織組合、単一組織組合

- (1) 単位組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部、分会等）を持たない労働組合をいう。
- (2) 単一組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部、分会等）を有する労働組合をいう。

なお、このうち最下部の組織を「単位扱組合」、最上部の組織を「本部組合」という。

3 単位労働組合、単一労働組合

- (1) 単位労働組合とは、「単位組織組合」及び単一組織組合の下部組織である「単位扱組合」をいう。
- (2) 単一労働組合とは、「単位組織組合」及び「単一組織組合」をいう。

4 統計表の種類

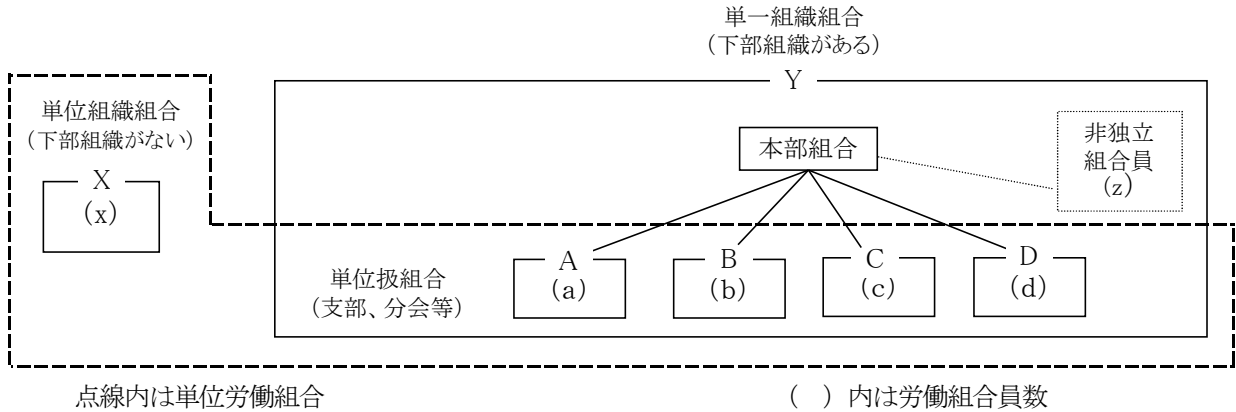
(1) 「単位労働組合」に関する統計表

単位組織組合と単位扱組合をそれぞれ1組合として、下記①の計算式により集計した結果表であり、産業、企業規模及び適用法規別にみる場合等に用いるもの。

(2) 「単一労働組合」に関する統計表

単位組織組合と単一組織組合をそれぞれ1組合として、下記②の計算式により集計した結果表であり、全体の労働組合員数をみる場合に用いるもの。

なお、単一労働組合の組合員数は、独自の活動組織をもたない労働組合員（非独立組合員）を含めて集計しているため、単位労働組合の組合員数より多くなっている。（下図参照）



① 単位労働組合に関する計算式

$$\begin{aligned} \text{労働組合数} &= 5 \text{ 組合 (X, A, B, C, D)} \\ \text{労働組合員数} &= (x) + (a) + (b) + (c) + (d) \end{aligned}$$

② 単一労働組合に関する計算式

$$\begin{aligned} \text{労働組合数} &= 2 \text{ 組合 (X, Y)} \\ \text{労働組合員数} &= (x) + (a) + (b) + (c) + (d) + (z) \end{aligned}$$

5 推定組織率

推定組織率とは、雇用者数に占める労働組合員数の割合をいい、本調査で得られた労働組合員数を、総務省統計局が実施している「労働力調査」の雇用者数（6月分の原数値）で除して計算している。

利用上の注意

1 統計表に用いている符号は次のとおりである。

「0」及び「0.0」は、該当数値があるが四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。

ただし、対前年差（比）を算出する際に+あるいは-になったものは「+0」、「-0」、「+0.0」又は「-0.0」とした。

「…」は、該当数値が不明又は表章することが不適当なものを示す。

2 統計表等の数値は、表章単位未満を四捨五入しており、内訳の和が計の数値に合わないことがある。

3 労働組合員数の数値は千人未満の単位を四捨五入しているが、対前年差（比）、構成比及び推定組織率は人単位の労働組合員数を用いて算出している。

4 推定組織率の計算に用いている「労働力調査」（総務省統計局）の雇用者数について

「労働力調査」は、昭和 57 年から5年ごとに、結果を算出するための基礎となる人口（ベンチマーク人口）を最新の国勢調査結果を基準とする推計人口へ切り替えており（最新では令和4年1月結果から切替え）、それに伴う変動が生じるが、本調査の推定組織率の計算に当たっては、上記の変動を考慮した遡及値及び補間補正値は用いていない。

結果の概要

1 労働組合及び労働組合員の状況

令和4年6月30日現在における単一労働組合の労働組合数は23,046組合、労働組合員数は999万2千人で、前年に比べて労働組合数は346組合(1.5%)減、労働組合員数は8万6千人(0.8%)減少している。

また、推定組織率(雇用者数に占める労働組合員数の割合)は16.5%で、前年より0.4ポイント低下している。

女性の労働組合員数は347万1千人で、前年に比べ2千人(0.0%)の増、推定組織率(女性雇用者数に占める女性の労働組合員数の割合)は12.5%で、前年より0.3ポイント低下している。

(第1表、第1図、附表1)

第1表 労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移(単一労働組合)

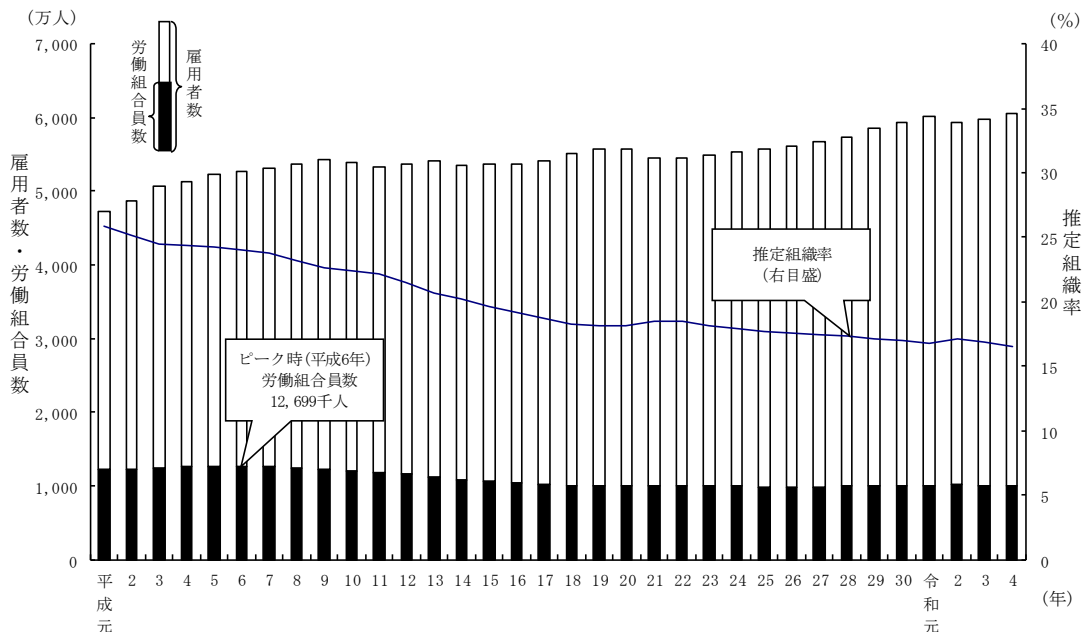
年	労働組合数			労働組合員数			雇用者数 ¹⁾	推定 ²⁾ 組織率
	組合	組合	%	千人	千人	%		
	対前年差	対前年 増減率		対前年差	対前年 増減率		万人	%
平成30年	24,328	-137	-0.6	10,070 (3,357)	88 (90)	0.9 (2.7)	5,940 (2,665)	17.0 (12.6)
令和元年	24,057	-271	-1.1	10,088 (3,385)	18 (28)	0.2 (0.8)	6,023 (2,722)	16.7 (12.4)
2	23,761	-296	-1.2	10,115 (3,435)	28 (50)	0.3 (1.5)	5,929 (2,677)	17.1 (12.8)
3	23,392	-369	-1.6	10,078 (3,470)	-38 (34)	-0.4 (1.0)	5,980 (2,720)	16.9 (12.8)
4	23,046	-346	-1.5	9,992 (3,471)	-86 (2)	-0.8 (+0.0)	6,048 (2,768)	16.5 (12.5)

注: ()内は、女性についての数値である。

1) 「雇用者数」は、労働力調査(総務省統計局)の各年6月分の原数値である。

2) 「推定組織率」は、2ページ「用語の定義 5 推定組織率」を参照のこと。

第1図 雇用者数、労働組合員数及び推定組織率の推移(単一労働組合)



注: 1) 「雇用者数」は、労働力調査(総務省統計局)の各年6月分の原数値である。

2) 「推定組織率」は、2ページ「用語の定義 5 推定組織率」を参照のこと。

2 パートタイム労働者の状況

労働組合員数（単位労働組合）のうち、パートタイム労働者についてみると140万4千人となっており、前年に比べて4万1千人(3.0%)の増、全労働組合員数に占める割合は14.1%で、前年より0.5ポイント上昇している。

また、推定組織率（第2表注2）参照）は8.5%で、前年より0.1ポイント上昇している。（第2表）

第2表 パートタイム労働者の労働組合員数及び推定組織率の推移（単位労働組合）

年	パートタイム労働者の労働組合員数			全労働組合員数 に占める割合	雇用者数 ¹⁾	推定組織率 ²⁾
	対前年差	対前年 増減率				
	千人	千人	%	%	万人	%
平成30年	1,296	89	7.3	13.0	1,601	8.1
令和元年	1,333	37	2.8	13.3	1,648	8.1
2	1,375	42	3.1	13.7	1,578	8.7
3	1,363	-12	-0.8	13.6	1,628	8.4
4	1,404	41	3.0	14.1	1,653	8.5

注： 「パートタイム労働者」とは、正社員・正職員以外で、その事業所の一般労働者より1日の所定労働時間が短い労働者、1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が少ない労働者又は事業所においてパートタイマー、パート等と呼ばれている労働者をいう。

1) 「雇用者数」は、いずれも労働力調査（総務省統計局）の各年6月分の原数値を用いており、就業時間が週35時間未満の雇用者数から従業上の地位が「正規の職員・従業員」を除いた雇用者数に、就業時間が週35時間以上で雇用形態（勤務先での呼称による）が「パート」（いわゆるフルタイムパート）の雇用者数を加えた数値である。

2) 「推定組織率」は、パートタイム労働者の労働組合員数を「雇用者数」で除して得られた数値である。

3 産業別の状況

労働組合員数（単位労働組合）を産業別にみると、「製造業」が264万5千人(全体の26.6%)と最も多く、次いで、「卸売業、小売業」が153万4千人(同15.5%)、「建設業」が83万7千人(同8.4%)などとなっている。

対前年差をみると、増加幅が大きかった産業は、「不動産業、物品賃貸業」3万人(85.6%)増、「卸売業、小売業」1万3千人(0.8%)増であり、減少幅が大きかった産業は、「製造業」2万5千人(0.9%)減、「金融業、保険業」2万人(2.7%)減、「公務(他に分類されるものを除く)」1万8千人(2.2%)減、「運輸業、郵便業」1万5千人(1.8%)減などとなっている。(第3表)

第3表 産業別労働組合員数及び推定組織率（単位労働組合）

令和4年調査

産 業	労働組合員数							雇用者数 ¹⁾ 万人	推定組織率	
			対前年差		対前年増減率		構成比		%	%
	千人	千人	千人	千人	%	%				
総 計	9,927	(3,461)	-84	(2)	-0.8	(+0.0)	100.0	6,048	16.4	(12.5)
農 業 , 林 業 , 漁 業	10	(2)	-0	(-0)	-4.0	(-1.1)	0.1	65	1.6	(0.7)
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	5	(1)	+0	(+0)	0.8	(3.7)	0.1	1	53.2	(…)
建 設 業	837	(74)	-3	(2)	-0.4	(3.0)	8.4	387	21.6	(10.0)
製 造 業	2,645	(489)	-25	(3)	-0.9	(0.7)	26.6	1,009	26.2	(16.3)
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	157	(22)	-2	(-0)	-1.5	(-0.7)	1.6	30	52.4	(73.7)
情 報 通 信 業	335	(88)	-4	(1)	-1.2	(1.4)	3.4	267	12.5	(11.9)
運 輸 業 , 郵 便 業	829	(114)	-15	(-2)	-1.8	(-1.7)	8.4	334	24.8	(14.9)
卸 売 業 , 小 売 業	1,534	(880)	13	(14)	0.8	(1.6)	15.5	968	15.8	(16.9)
金 融 業 , 保 険 業	724	(377)	-20	(-9)	-2.7	(-2.3)	7.3	162	44.7	(43.3)
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	66	(28)	30	(15)	85.6	(121.7)	0.7	127	5.2	(5.6)
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	140	(30)	-4	(-1)	-2.6	(-1.9)	1.4	207	6.7	(4.1)
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	328	(184)	1	(-1)	0.3	(-0.6)	3.3	322	10.2	(8.8)
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	111	(52)	-7	(-4)	-6.3	(-6.8)	1.1	167	6.6	(5.1)
教 育 , 学 習 支 援 業	426	(241)	-13	(-7)	-3.0	(-2.8)	4.3	311	13.7	(13.8)
医 療 , 福 祉	503	(379)	-7	(-6)	-1.4	(-1.6)	5.1	870	5.8	(5.7)
複 合 サ ー ビ ス 事 業	251	(83)	-7	(-1)	-2.7	(-0.9)	2.5	49	51.3	(41.3)
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	196	(47)	+0	(1)	0.1	(1.5)	2.0	435	4.5	(2.6)
公 務 (他 に 分 類 さ れ る も の を 除 く)	770	(351)	-18	(-4)	-2.2	(-1.0)	7.8	255	30.2	(42.3)
分 類 不 能 の 産 業 ²⁾	59	(18)	-2	(-1)	-3.3	(-6.3)	0.6	82	…	(…)

注: () 内は、女性についての数値である。

1) 「雇用者数」は、労働力調査（総務省統計局）の6月分のものである。

2) 「分類不能の産業」の労働組合員数は、複数産業の労働者で組織されている単位労働組合及び産業分類が不明の単位労働組合の労働組合員数を含む。

4 企業規模別（民営企業）の状況

民営企業の労働組合員数（単位労働組合）は871万人で、前年に比べて5万2千人（0.6%）減となっている。

これを企業規模別にみると、1,000人以上規模が579万8千人（全体の66.6%）と6割以上を占め、300～999人規模が111万8千人（同12.8%）、100～299人規模が55万8千人（同6.4%）などとなっている。（第4表）

第4表 企業規模別（民営企業）労働組合員数及び推定組織率（単位労働組合）

令和4年調査

企業規模	労働組合員数				雇用者数 ¹⁾	推定組織率
	対前年差	対前年増減率	構成比			
	千人	千人	%	%	万人	%
計 ²⁾	8,710	-52	-0.6	100.0	5,521	15.8
1,000人以上	5,798	-5	-0.1	66.6	1,464	39.6
300～999人	1,118	-11	-1.0	12.8	1,594	10.5
100～299人	558	-15	-2.6	6.4		
30～99人	172	-5	-2.7	2.0	2,401	0.8
29人以下	22	-1	-3.2	0.3		
その他 ³⁾	1,042	-15	-1.4	12.0

注：1) 「雇用者数」は、労働力調査（総務省統計局）の全産業雇用者から官公を除いた数値である。

2) 「計」は、企業規模不明を含む。

3) 「その他」は、複数企業の労働者で組織されている単位労働組合及び企業規模不明の単位労働組合の労働組合員数を含む。

5 主要団体への加盟状況

主要団体別に、産業別組織を通じて加盟している労働組合員数（単一労働組合）をみると、連合（日本労働組合総連合会）が683万7千人（前年に比べて4万2千人減）、全労連（全国労働組合総連合）が47万7千人（同1万7千人減）、全労協（全国労働組合連絡協議会）が8万2千人（同4千人減）、金属労協（全日本金属産業労働組合協議会）が199万9千人（同1万8千人減）、インダストリアル・JAF（インダストリアル日本化学エネルギー労働組合協議会）が42万6千人（同1万6千人減）、交運労協（全日本交通運輸産業労働組合協議会）が58万1千人（同1万9千人減）、公務労協（公務公共サービス労働組合協議会）が104万1千人（同2万7千人減）となっている。

また、都道府県単位の地方組織のみに加盟している、いわゆる地方直加盟の労働組合員数を合わせて集計した労働組合員数は、連合が695万2千人（前年に比べて3万9千人減）、全労連が70万2千人（同2万2千人減）、全労協が9万3千人（同4千人減）となっている。（第5表）

第5表 主要団体別労働組合員数（単一労働組合）

主 要 団 体	労働組合員数				全労働組合員数に占める割合
	令和4年	対前年差	対前年増減率	令和3年	
	千人	千人	%	千人	
全労働組合員数 ¹⁾	9,992	-86	-0.8	10,078	100.0
連 合 ²⁾	6,837 [6,952]	-42 [-39]	-0.6 [-0.6]	6,878 [6,990]	68.4 [69.6]
全 労 連 ²⁾	477 [702]	-17 [-22]	-3.5 [-3.0]	494 [724]	4.8 [7.0]
全 労 協 ²⁾	82 [93]	-4 [-4]	-4.3 [-4.3]	86 [97]	0.8 [0.9]
金 属 労 協	1,999	-18	-0.9	2,018	20.0
インダストリアル・JAF	426	-16	-3.7	442	4.3
交 運 労 協	581	-19	-3.2	600	5.8
公 務 労 協	1,041	-27	-2.5	1,068	10.4

注： 複数の主要団体に加盟している労働組合員は、それぞれ主要団体に重複して集計している。

1) 「全労働組合員数」は、主要団体に加盟していない労働組合員数も含む。

2) 「連合」「全労連」「全労協」の労働組合員数について、上段は産業別組織を通じて加盟している労働組合員数を集計した数値であり、下段[]内は、産業別組織を通じて加盟している労働組合員数と、各主要団体の都道府県単位の地方組織のみに加盟している、いわゆる地方直加盟の労働組合員数を合わせて集計した数値である。

附表1 労働組合種類別労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移（各年6月30日現在）

年	単位労働組合		単一労働組合		雇用者数 万人	推定組織率 ³⁾⁴⁾⁵⁾ %		
	労働組合数	労働組合員数	労働組合数	労働組合員数				
							組合 人	組合 人
昭和22年	1947	23,323	5,692	179	...	1,256	45.3	
23年	1948	33,926	6,677	427	...	1,259	53.0	
24年	1949	34,688	6,655	483	...	1,193	55.8	
25年	1950	29,144	5,773	908	...	1,251	46.2	
26年	1951	27,644	5,686	774	...	1,336	42.6	
27年	1952	27,851	5,719	560	...	1,421	40.3	
28年	1953	30,129	5,842	678	18,228	5,927,079	1,631	36.3
29年	1954	31,456	5,986	168	18,127	6,075,746	1,712	35.5
30年	1955	32,012	6,166	348	18,013	6,285,878	1,764	35.6
31年	1956	34,073	6,350	357	18,935	6,463,118	1,931	33.5
32年	1957	36,084	6,606	275	19,297	6,762,601	2,014	33.6
33年	1958	37,823	6,881	581	20,132	6,984,032	2,134	32.7
34年	1959	39,303	7,077	510	20,725	7,211,401	2,248	32.1
35年	1960	41,561	7,516	316	21,957	7,661,568	2,382	32.2
36年	1961	45,096	8,154	176	24,237	8,359,876	2,422	34.5
37年	1962	47,812	8,783	691	24,899	8,971,156	2,582	34.7
38年	1963	49,796	9,269	776	25,844	9,357,179	2,693	34.7
39年	1964	51,457	9,652	350	27,141	9,799,653	2,803	35.0
40年	1965	52,879	10,069	761	27,525	10,146,872	2,914	34.8
41年	1966	53,985	10,308	120	27,919	10,403,742	3,042	34.2
42年	1967	55,321	10,475	869	28,335	10,566,436	3,100	34.1
43年	1968	56,535	10,774	814	28,840	10,862,864	3,159	34.4
44年	1969	58,812	11,143	482	29,611	11,248,601	3,196	35.2
45年	1970	60,954	11,481	206	30,058	11,604,770	3,277	35.4
46年	1971	62,428	11,684	263	30,500	11,797,570	3,388	34.8
47年	1972	63,718	11,772	008	30,818	11,888,592	3,469	34.3
48年	1973	65,448	11,967	333	31,674	12,097,848	3,659	33.1
49年	1974	67,829	12,325	147	32,734	12,461,799	3,676	33.9
50年	1975	69,333	12,472	974	33,424	12,590,400	3,662	34.4
51年	1976	70,039	12,374	288	33,771	12,508,731	3,710	33.7
52年	1977	70,625	12,293	052	33,987	12,437,012	3,746	33.2
53年	1978	70,868	12,232	614	34,163	12,382,829	3,796	32.6
54年	1979	71,780	12,173	913	34,112	12,308,756	3,899	31.6
55年	1980	72,693	12,240	652	34,232	12,369,262	4,012	30.8
56年	1981	73,694	12,355	372	34,200	12,471,270	4,055	30.8
57年	1982	74,091	12,418	347	34,477	12,525,529	4,102	30.5
58年	1983	74,486	12,410	988	34,539	12,519,530	4,209	29.7
59年	1984	74,579	12,358	075	34,579	12,463,755	4,282	29.1
60年	1985	74,499	12,319	356	34,539	12,417,527	4,301	28.9
61年	1986	74,183	12,280	983	34,216	12,342,853	4,383	28.2
62年	1987	73,138	12,195	437	34,033	12,271,909	4,448	27.6
63年	1988	72,792	12,157	134	33,750	12,227,223	4,565	26.8
平成元年	1989	72,605	12,150	089	33,683	12,227,073	4,721	25.9
2年	1990	72,202	12,193	396	33,270	12,264,509	4,875	25.2
3年	1991	71,685	12,322	884	33,008	12,396,592	5,062	24.5
4年	1992	71,881	12,470	958	33,047	12,540,691	5,139	24.4
5年	1993	71,501	12,586	964	32,552	12,663,484	5,233	24.2
6年	1994	71,674	12,619	467	32,581	12,698,847	5,279	24.1
7年	1995	70,839	12,495	304	32,065	12,613,582	5,309	23.8
8年	1996	70,699	12,331	252	31,601	12,451,149	5,367	23.2
9年	1997	70,821	12,167	594	31,336	12,284,721	5,435	22.6
10年	1998	70,084	11,987	178	31,062	12,092,879	5,391	22.4
11年	1999	69,387	11,706	419	30,610	11,824,593	5,321	22.2
12年	2000	68,737	11,425	804	31,185	11,538,557	5,379	21.5
13年	2001	67,706	11,098	530	30,773	11,212,108	5,413	20.7
14年	2002	65,642	10,707	978	30,177	10,800,608	5,348	20.2
15年	2003	63,955	10,437	123	29,745	10,531,329	5,373	19.6
16年	2004	62,805	10,209	154	29,320	10,309,413	5,371	19.2
17年	2005	61,178	10,034	433	28,279	10,138,150	5,416	18.7
18年	2006	59,019	9,961	299	27,507	10,040,580	5,517	18.2
19年	2007	58,265	10,002	426	27,226	10,079,614	5,565	18.1
20年	2008	57,197	9,988	736	26,965	10,064,823	5,565	18.1
21年	2009	56,347	10,006	062	26,696	10,077,506	5,455	18.5
22年	2010	55,910	9,988	454	26,367	10,053,624	5,447	18.5
23年	2011	55,148	9,897	349	26,052	9,960,609	5,488	18.1
24年	2012	54,773	9,830	867	25,775	9,892,284	5,528	17.9
25年	2013	54,182	9,821	611	25,532	9,874,895	5,571	17.7
26年	2014	53,528	9,777	253	25,279	9,849,176	5,617	17.5
27年	2015	52,768	9,825	300	24,983	9,882,092	5,665	17.4
28年	2016	51,967	9,883	500	24,682	9,940,495	5,740	17.3
29年	2017	51,325	9,915	574	24,465	9,981,437	5,848	17.1
30年	2018	50,740	9,996	004	24,328	10,069,711	5,940	17.0
令和元年	2019	49,925	10,015	801	24,057	10,087,915	6,023	16.7
2年	2020	49,098	10,044	063	23,761	10,115,447	5,929	17.1
3年	2021	48,239	10,011	229	23,392	10,077,877	5,980	16.9
4年	2022	47,495	9,927	292	23,046	9,992,373	6,048	16.5

注：1) 昭和22年は「労働組合調査」、昭和23～57年は「労働組合基本調査」、昭和58年以降は「労働組合基礎調査」の数値である。
 2) 昭和47年以前は沖縄県を含まない。
 3) 推定組織率については、2ページ「用語の定義 5 推定組織率」及び「利用上の注意 4」を参照のこと。
 4) 推定組織率の計算は、昭和27年までは単位労働組合の労働組合員数、昭和28年以降は単一労働組合の労働組合員数を用いている。
 5) 推定組織率の計算に用いている雇用者数を調査している「労働力調査」（総務省統計局）は、昭和28年、昭和42年に調査方法を改定したが、昭和42年の変更による雇用者数のギャップは昭和28年まで遡って修正している。

附表2 主要団体別労働組合員数の状況（2-1）

（単位：千人）

主要団体	労働組合員数		対前年差
	令和4年	令和3年	
連 合			
U A ゼ ン セ ン	1,867	1,819	48
自 動 車 総 連 合	796	799	-3
電 機 連 合	565	561	3
J A M	367	366	1
基 幹 労 連	268	272	-5
生 保 労 連	238	242	-4
J P 労 組	234	241	-8
電 力 総 連	203	205	-2
情 報 労 連	193	197	-3
運 輸 労 連	155	164	-8
私 鉄 総 連	116	120	-3
J E C 連 合	116	116	+0
フ ー ド 連 合	114	117	-3
損 保 労 連	87	90	-3
J R 連 合	85	86	-0
航 空 連 合	45	47	-2
ゴ ム 連 合	44	45	-1
交 通 労 連	44	44	-0
サ ー ビ ス 連 合	41	43	-2
紙 パ 連 合	26	27	-0
全 電 線	25	24	+0
印 刷 労 連	22	22	+0
全 国 ガ ス	22	22	-1
全 自 交 労 連	20	21	-1
J R 総 連	20	21	-2
セ ラ ミ ッ ク ス 連 合	19	20	-0
全 国 農 団 労 協	12	13	-1
ヘル ス ケ ア 労 協	11	12	-1
全 銀 連 合	10	11	-1
自 治 労 組	734	752	-18
日 教 連 合	206	212	-6
国 公 連 合	69	71	-2
全 水 道	16	17	-1

注：1) 原則として、当該調査年が労働組合員数10千人以上の組合を表章している。

なお、主要団体の中には、単一組織組合の下部組織の労働組合が直接加盟している場合があり、単一労働組合より単位労働組合の労働組合員数が多い主要団体があることから、労働組合員数は単位労働組合又は単一労働組合のいずれか多い方の数値としている。

2) 労働組合員数の数値は千人未満の単位を四捨五入しているが、対前年差は人単位で算出した上で千人未満の単位を四捨五入している。

3) 単位組織組合である主要団体については秘匿扱いとし、表章していない。

附表2 主要団体別労働組合員数の状況（2-2）

（単位：千人）

主要団体	労働組合員数		対前年差
	令和4年	令和3年	
全 労 連			
日 本 医 労 連	146	149	-4
生 協 労 連	63	64	-1
全 労 連 ・ 全 国 一 般	21	22	-1
建 交 労	18	18	-1
全 労 連 自 治 労 連	123	129	-6
全 教 連	55	57	-2
全 国 公 労 連	53	56	-3
全 労 協			
都 労 連	26	28	-2
上 記 以 外 の 主 要 団 体 ⁴⁾			
全 建 総 連	585	590	-5
市 銀 連	89	94	-4
光 学 労 協	54	57	-2
化 学 総 連	50	50	-1
日 建 協	39	38	1
航 空 労 協	35	24	10
薬 粧 連 合 連	31	31	-0
新 聞 労 連	20	20	-1
全 農 協 労 連	19	19	-1
全 信 連	18	17	+0
日 本 私 大 教 連	15	15	-0
印 刷 関 連	13	14	-1
全 大 教	12	13	-1
オ フ ィ ス 労 協	11	7	4
全 港 湾	10	11	-1
全 日 教 連	16	17	-1

注：1) 原則として、当該調査年が労働組合員数10千人以上の組合を表章している。

なお、主要団体の中には、単一組織組合の下部組織の労働組合が直接加盟している場合があり、単一労働組合より単位労働組合の労働組合員数が多い主要団体があることから、労働組合員数は単位労働組合又は単一労働組合のいずれか多い方の数値としている。

2) 労働組合員数の数値は千人未満の単位を四捨五入しているが、対前年差は人単位で算出した上で千人未満の単位を四捨五入している。

3) 単位組織組合である主要団体については秘匿扱いとし、表章していない。

4) 「上記以外の主要団体」とは、連合、全労連及び全労協に加盟していない主要団体を示す。